

2017年（平成29年）1月30日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する異議申立てについて（答申）

2016年（平成28年）5月18日付けで諮問された「藤沢市字石原谷は昭和46年～53年に宅地造成された地区である。以下の情報公開を求める。5. 本藤沢〇丁目〇〇〇〇〇〇 s 4 3（1968）無認可建築主〇〇〇〇に関する行政指導，確認事項の把握状況の開示。幅員1.03専用階段〇〇〇〇（法人）施工贈。10. 平成14年12月 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇建築申請認可稟議書類の開示」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について，次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

藤沢市長（以下「実施機関」という。）が「藤沢市字石原谷は昭和46年～53年に宅地造成された地区である。以下の情報公開を求める。5. 本藤沢〇丁目〇〇〇〇〇〇 s 4 3（1968）無認可建築主〇〇〇〇に関する行政指導，確認事項の把握状況の開示。幅員1.03専用階段〇〇〇〇（法人）施工贈。10. 平成14年12月 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇建築申請認可稟議書類の開示」の行政文書公開請求に対し，2016年（平成28年）2月8日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は妥当である。

## 2 事実

- (1) 異議申立人は2016年（平成28年）2月2日付けで，実施機関に対し，藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により，「藤沢市字石原谷は昭和46年～53年に宅地造成された地区である。以下の情報公開を求める。「5. 本藤沢〇丁目〇〇〇〇〇〇 s 4 3（1968）無認可建築主〇〇〇〇に関する行政指導，確認事項の把握状況の開示。幅員1.03専用階段〇〇〇〇（法人）施工贈。（以下「本件請求文書1」という。）」「10. 平成14年12月 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇建築申請認可稟議



- (1) 異議申立人は申立ての理由の中で、本件請求文書1について「昭和46年の議会において本件について答弁しているのです、書類は存在するはずである。」と主張するが、本藤沢○丁目○○○○○○○に関して「行政指導、確認事項の把握状況」に該当する文書は作成しておらず、不存在である。また、異議申立人が異議申立書に添付した資料からもわかるように、昭和46年の議会答弁は建築基準法に違反する建築物全般の取り締まりに関する答弁であって、本藤沢○丁目○○○○○○○に言及したものではない。よって異議申立人の主張には理由がなく認容できるものではない。
- (2) また、異議申立人は申立理由の中で、本件請求文書2について「書類については、何らかの形で残存しているはずである」と主張するが、請求の趣旨と想定される建築確認申請書は平成15年4月1日から5年間の保存期間を経て、平成20年3月31日で保存期間満了により廃棄し、不存在である。よって、異議申立人の主張には理由がなく、認容できるものではない。
- よって、実施機関による本件処分に違法ないし不当はなく、異議申立人の主張には理由がないことから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

## 5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張に基づき審議した結果、次のように判断した。

### (1) 本件対象文書について

実施機関は、請求書の記載と合致する文書は不存在としたが、記載内容から本件請求文書2に係る請求の趣旨と想定できる文書を「建築確認申請書」と特定した。

### (2) 本件処分について

ア 実施機関は本件請求に対し、本件請求文書1については、本藤沢○丁目○○○○○○○に関して「行政指導、確認事項の把握状況」に該当する文書は作成しておらず不存在とし、本件請求文書2については、「建築申請認可稟議書類」という文書は不存在とする一方で、請求の趣旨と想定される文書を「建築確認申請書」と特定したが、同申請書は保存期間満了により既に廃棄されており不存在であることから公開拒否決定を行った。

イ これに対し、異議申立人は、本件請求文書1については、「昭和46年の12月議会において建築部長が不法建築取り締まり状況について答弁している記録がある。既設市道と造成地が接続しなかった状況を明らかにせよ。」と主張し、本件請求文書2については「平成14年7月9日付けの建築指導課か



別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2016. 2. 2	行政文書公開請求受付
2. 8	行政文書公開拒否決定処分
4. 21	行政文書公開拒否決定処分に対する異議申立書受理
5. 18	実施機関から審査会へ諮問書の提出
6. 7	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
10. 31	異議申立人への意見聴取
12. 26	実施機関への意見聴取 審議
2017. 1. 30	答申

第16期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2016年2月1日～2018年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
○ 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授
河合 秀樹	弁護士

◎会長 ○職務代理者